

令和 6 年 5 月 18 日現在

機関番号：24501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01678

研究課題名（和文）アンチダンピング関税発動の経済分析：その要因と効果

研究課題名（英文）Analyzing Economic Effects of Antidumping

研究代表者

鎰谷 宏一（Kagitani, Koichi）

神戸市外国語大学・外国語学部・教授

研究者番号：50368552

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本プロジェクトでは、アンチダンピング関税に関して3つの研究を行った。第一に、輸出国のマクロ経済状況と輸入国のアンチダンピング関税措置の関係について分析し、輸出国の経済成長率の高さは、輸入国のアンチダンピング関税措置と正の関係があることが分かった。第二に、選挙制度とアンチダンピング関税の関係性について分析し、小選挙区制を採用している国は、比例選挙制度を採用している国よりもアンチダンピング関税措置を用いやすいことが分かった。第三に、日本のアンチダンピング関税発動の効果に関する実証分析を行い、日本のアンチダンピング関税措置は、調査効果と貿易減少効果を持つが、貿易転換効果を持たないことが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

マクロ経済状況とアンチダンピング関税の関係を分析した先行研究は、輸出国のマクロ経済状況の影響について注目してこなかった。この点を分析したことが、第一の研究の貢献といえる。

いくつかの研究が多数決選挙区制の方が比例選挙制よりも保護貿易政策をもたらしやすいことを示しているが、選挙制度とアンチダンピング関税の関係について分析した研究はこれまでにない。これを分析したことが、第二の研究の貢献といえる。

日本は近年アンチダンピング関税を継続的に利用するようになってきたが、日本のアンチダンピング関税の効果についてほとんど研究が行われてこなかった。このギャップを埋めたことが、第三の研究の貢献と考えられ

研究成果の概要（英文）：Our research project conducted three studies on antidumping duties. First, we analyzed the relationship between macroeconomic conditions in exporting countries and antidumping measures in an importing country, showing that higher economic growth rates of exporting countries are positively related to antidumping measures in the importing country.

Second, we examined the relationship between electoral systems and antidumping duties, finding that countries with a constituency system are more likely to use antidumping measures than those with a proportional electoral system.

Third, we conducted an empirical analysis on trade effects of Japan's antidumping duties, and showed that Japan's antidumping measures caused investigation effects and trade-decreasing effects, but did not cause trade diversion effects.

研究分野：国際貿易

キーワード：アンチダンピング関税 貿易政策 政治経済学

1. 研究開始当初の背景

GATT/WTO 体制の下での貿易自由化の進行にともない、世界各国の輸入関税は大幅に引き下げられてきた。しかしながら、GATT/WTO ルールの下では、原則的に多国間協定において合意した水準よりも関税を引き上げることはできないため、国内産業を輸入から保護する手段として、GATT/WTO ルールの中で認められている貿易救済措置が用いられている。貿易救済措置の中でも、最も頻繁に用いられているのがアンチダンピング関税である。貿易救済措置である、アンチダンピング関税、セーフガード、相殺関税について、WTO 発足した 1995 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで (セーフガードについては同年 12 月 31 日まで) の世界における調査件数を見ると、それぞれ 6658 件、424 件、681 件となっている。

アンチダンピング関税とは、輸出国国内でよりも安い価格で輸出する行為などを意味するダンピングが、輸入国の国内産業に実質的な損害を与える、もしくはその恐れがあるときにそのダンピングを相殺又は防止するためにダンピングされた産品に対してダンピングマージンを超えない範囲で課す関税のことである。アンチダンピング関税は、関税措置を差別的に適用でき、代償措置や産業調整を求められることもないなどのことから、他の貿易救済措置に比して使い勝手のよい保護貿易政策となっていることが伺える。

各国のアンチダンピング関税調査の状況を見ると、1995 年から 2023 年 6 月時点までにおいて、インド(1146 件)、米国(891 件)、EU(548 件)、ブラジル(442 件)、アルゼンチン(424 件)が上位五か国となっている。一方、日本は、同期間において 17 件のアンチダンピング調査を実施しただけである。日本の経済規模や貿易額から考えると、日本はアンチダンピング関税をこれまであまり活用してこなかったといえる。しかしながら、日本においても、アンチダンピング関税をより活用しやすくすることを目的とした、特殊関税制度の法改正が 2009 年、2011 年、2016 年、2017 年に実施された。また、2014(2015)年以降、日本においてもほぼ毎年 1 件のペースでアンチダンピング関税の調査(措置)が実施されている。

このような状況を鑑み、アンチダンピング関税について経済学的に分析し、アンチダンピング関税に対する理解をさらに深めることは十分に意義があると考えた。本研究では、とくに世界の様々な国においてアンチダンピング関税が実施される要因と、日本が行ったアンチダンピング関税の効果について、理論・実証の両側面から分析することを目指した。

2. 研究の目的

本研究は、世界の様々な国においてアンチダンピング関税が実施される要因と、日本が行ったアンチダンピング関税の効果、について理論と実証の両側面から分析を行い、新たな知見を得ることを目的とした。具体的には、以下の三点について分析を行った。 に関しては、マクロ経済の動向とアンチダンピング関税の発動の関係と選挙制度とアンチダンピング関税の発動の関係について経済分析を行い、 に関しては日本のアンチダンピング関税発動の効果について経済分析を行った。

3. 研究の方法

本研究において、リサーチデザインと研究の取りまとめは研究代表者 鑑谷 が主に担当した。研究における理論分析は 鑑谷 と研究分担者の 友田 が、データ分析については 鑑谷 と研究協力者の 播磨谷 が議論をしながら協力して行った。既存研究のサーベイや資料・データ収集及びデータ整理・作成についても協力して行った。協力しながら各トピックの分析を進めた後に、研究成果を論文としてまとめた。執筆した論文は、研究会で発表し、色々な研究者からコメントをもらうことによって内容を改訂してきた。また、海外の学術雑誌に積極的に投稿し、レフェリーコメントをもとに論文の改善を図ってきた。

4. 研究成果

本研究プロジェクトの成果は、アンチダンピング関税に関して行った以下の 3 つの研究である。

(1) 世界の様々な国がアンチダンピング関税を実施しているが、その要因の一つとして国内外のマクロ経済状況が考えられる。そこで、国内外のマクロ経済の状況が寡占産業におけるダンピング輸出の発生どのような影響を与えるのかに関して理論分析をおこない、その理論分析をベースとしてマクロ経済の動向と 3 つのアンチダンピング関税に係る行動 (アンチダンピング調査開始、ダンピングの認定、アンチダンピング関税の賦課) との関係について、米国のアンチダンピング関税措置を事例に実証分析を行った。

これまでにいくつかの研究が、米国などにおいてマクロ経済要因がアンチダンピング関税措置の実施に影響を及ぼすことを見出している。例えば、Knetter and Prusa (2003) J Int Econ は、景

気の悪化と実質実効為替レートの増価が、オーストラリア、カナダ、EU、米国におけるアンチダンピング申立件数を増加させたことを示した。また、Irwin (2005) World Econ は、失業率の上昇、輸入の浸透、名目実効為替レートの上昇が米国のアンチダンピング申請件数の増加につながったことを示した。

以上のように、先行研究では、アンチダンピング措置が輸入国のマクロ経済状況と関連していることが示されている。しかしながら、ダンピングは通常、輸入国と輸出国の価格差として定義されるため、国内のマクロ経済状況だけでなく、海外のマクロ経済状況もアンチダンピング措置に影響を与えると考えられる。にもかかわらず、先行研究では、輸出国のマクロ経済状況が輸入国のアンチダンピング活動に与える影響についてはほとんど注目してこなかった。本研究では、特にこの点に焦点を当て分析を行った。

理論分析によって、輸出国の経済状況が良好な時にダンピング輸出が発生しやすいこと、輸入国通貨の価値上昇は、ダンピング輸出の発生に対する影響は不明確であるが、輸入国の産業に経済的ダメージを与えることが明らかになった。

さらに、米国のアンチダンピング関税措置に関して実証分析を行った結果、ある輸出国の経済成長率の高さは、その国に対するアンチダンピング調査の実施、ダンピングの判定、ダンピングによる傷害の判定と正の関係があること、ある国からの輸入の増加は、その国に対するアンチダンピング調査の実施、ダンピングの判定、ダンピングによる傷害の判定と正の関係があること、ある輸出国の通貨に対する米ドル高は、その国に対するダンピングによる傷害判定にのみ正の関係があることが分かった。以上から、アンチダンピング措置は、好景気に沸く海外からの輸入増から国内産業を保護するために利用しやすいという危険性があることが明らかとなった。

輸出国のマクロ経済状況が輸入国におけるアンチダンピング関税の実施にどのような影響を与えるかについて先行研究では十分に分析されてこなかったが、本研究の分析によって、輸出国の経済成長率が大きくなるほど、アンチダンピング調査が実施されやすくなるだけでなく、ダンピングが認定されやすく、アンチダンピング関税も賦課されやすくなることが明らかになった。また、多くの先行研究は為替レートが増価するとアンチダンピング関税調査が行われやすくなることを示しているが、為替レートの増価はアンチダンピング調査の開始とダンピングの認定には影響を与えない一方、アンチダンピング関税の実施には正の影響を与えるという本研究の結果は、為替レートの増価はダンピングの認定よりもむしろダンピングによる損害の認定に影響を与えているということを示唆するものである。

これらの理論・実証分析の結果は、論文 Kagitani, K. and Tomoda, Y. (2022). Foreign macroeconomic conditions and antidumping actions: evidence from the USA. *International Economics and Economic Policy*, 19(4), 863-883 として公刊した。

(2) 世界においてアンチダンピング関税の実施が急増している要因の一つとして、国内の政治的圧力が考えられる。Knetter and Prusa (2003) J Int Econ、Feinberg (2005) Rev World Econ、Irwin (2005) World Econ、Niels and Francois (2006) Rev Dev Econ、Sanguinetti and Bianchi (2006) *Economia* などは、アンチダンピング関税の申立件数が、景気後退時、為替レート上昇時、輸入急増時に増加する傾向があることを示している。Finger, Hall, and Nelson (1982) *Am Econ Rev*、Tharakan (1991) *Eur Econ Rev*、Moore (1992) *Econ Inq*、Hansen and Prusa (1997) *Rev Int Econ* などは、政治的要因がアンチダンピング関税に関する行政機関の意思決定に影響を与えることを明らかにしている。

このようにアンチダンピング関税措置において政治的要因が重要な役割を果たしていることが様々な研究によって示されているが、既存研究はアンチダンピング関税の実施における政治制度の役割について注目してこなかった。Grossman and Helpman (2005) *Q J Econ* は、多数決選挙区制の方が比例選挙制よりも関税が高くなる傾向があることを理論的に示した。この保護主義バイアスは、Evans (2009) *Econ Polit*、Ardelean and Evans (2013) *Can J Econ*、Hatfield and Hauk (2014) *J Comp Econ* によって実証的に支持されており、多数決選挙制度の国では比例代表制の国に比べて関税が高いことが分かっている。しかし、Mansfield and Busch (1995) *Int Org*、Rogowski and Kayser (2002) *AM J Polit*、Chang, Kayser, Linzer, and Rogowski (2008) *Brit J Polit* のように、この保護主義バイアスを支持しない研究も存在する。本研究では、アンチダンピング政策の利用と選挙制度との関係について経済分析を行った。選挙制度の影響は分析対象の通商政策によって異なる可能性があるためである。

理論的分析によって、小選挙区制度の下では、主要産業が輸入競争財産業である地区から多くの与党議員が選出され、それらの議員が与党内で政治的力を持つ場合、アンチダンピング関税は政治的に受け入れられやすい、比例代表制の下では、輸入競争財産業が主要産業である地区において、他の地区に比して、有権者が非常に同質的でアンチダンピング関税政策に対する投票行動の反応が非常に強ければアンチダンピング関税は政治的に受け入れられやすいが、各地域における有権者のアンチダンピング関税政策に対する投票行動の反応が強さに大きな差がなければ、アンチダンピング関税は政治的に受け入れられることはない、ということが明らかになった。アンチダンピング関税が政治的に受け入れられるかどうかは、輸入競争財産業が主要な選挙区でどのような政治家が当選しているにか依存し、比例代表制の場合、輸入競争財産業が主要な地域で有権者がどの程度の政治的に反応しやすいかに依存する。そのため、どちらの選挙制度においてアンチダンピング関税が政治的に受け入れられやすいかは理論的に明確ではない。

そこで、どの選挙制度の国においてアンチダンピング関税が頻繁に利用されやすいかについ

て実証分析を行った。実証分析の結果、民主主義国家において、多数決選挙制度、特に小選挙区制を採用している国の方が、比例選挙制度、特に拘束名簿式比例選挙制を採用している国に比して、アンチダンピング関税調査とアンチダンピング関税の実施の件数が多いことが明らかになった。Grossman and Helpman (2005)のいう保護主義的バイアスはアンチダンピング関税にもあてはまることが分かった。

これらの理論・実証分析の結果は、“Electoral systems and antidumping in democratic countries”という論文にまとめている。

(3) 日本は、1920年にアンチダンピング措置を法的に採用し、世界で5番目にアンチダンピング法を採用した国であるけれども、現在、主要工業国の中で唯一アンチダンピングの利用頻度が低い。2024年4月現在、日本はこれまでに13品目の輸入に対してアンチダンピング調査を実施し、品目別に11件のアンチダンピング措置を実施しているのみである。一方、これまで日本は貿易相手国からアンチダンピング調査や措置を多く受けてきた。しかし、日本は近年、継続的にアンチダンピング措置を取っている。日本は2014年(2015年)以降、ほぼ毎年少なくとも1件のアンチダンピング関税の調査(アンチダンピング関税の発動)を行っている。これは、日本が、国内産業がアンチダンピング関税を利用しやすくするための制度改革に踏み切ったことに起因している。それゆえ、日本は今後もアンチダンピング措置を定期的を使用する可能性が高いといえる。

このような状況にもかかわらず、日本のアンチダンピング関税政策の効果や有効性についてこれまでほとんど研究が行われてこなかった。そこで、本研究では、日本のアンチダンピング関税政策が対象の輸入に対してどのような効果を与えたかについて計量経済学的手法を用いて検証を行った。

WTO加盟国はアンチダンピング関税を用いる際、一連の手続きを行う。これらの措置は、輸入の流れに対して3つの貿易歪曲効果をもたらす。第一に、アンチダンピング調査の開始は、その結果が出る前であっても、対象国からの輸入を減少させる(調査効果(嫌がらせ効果とも呼ばれる))。例えば、Staiger and Wolak (1994) Brookings Pap Econ Act は米国でアンチダンピング関税のケースにおいて調査効果を確認したが、Aggarwal (2010) Int Trade J はそれぞれメキシコとインドのケースでは確認できなかった。第二に、アンチダンピング関税の賦課は、対象国からの対象品目の輸入を減少させる(貿易破壊効果)。アンチダンピングの貿易破壊効果は、例えば、米国のケースではPrusa (2001) Can J Econ、EUのケースではBrenton (2001) Eur J Polit Econ、Konings et al. (2001) J. Ind. Competition Trade、Cuyvers and Dumont (2005) Asia. Econ J、インドのケースではGanguli (2008) Rev Int Econ、Aggarwal (2010)、中国ではPark (2009) China Econ Rev によって確認されている。第三に、アンチダンピング関税の賦課は、対象国から非対象国へと輸入先を代替し得る(貿易転換効果)。Prusa (2001)、Brenton (2001)、Park (2009)は、アンチダンピング関税による貿易転換効果を確認しているが、Konings et al. (2001)、Niels (2003)、Aggarwal (2010)は確認していない。

本研究では、日本のアンチダンピング調査の開始とアンチダンピング関税の賦課が対象品目の輸入に対してどのような影響を与えたかについて分析を行った。具体的には、日本がアンチダンピング関税を課した8品目に関して、アンチダンピング関税措置が対象品目の輸入に対して調査効果、貿易減少効果、貿易転換効果を与えたかどうかについて、財務省「貿易統計」の月次データを用いて実証分析を行った。その結果、日本のアンチダンピング関税措置が調査効果と貿易抑制効果を引き起こしたことが示された。ただし、アンチダンピング関税発動による貿易抑制効果は、長期間持続するわけではない。一方、日本のアンチダンピング関税措置が貿易転換効果を引き起こしたことを明確に確認することはできなかった。日本のアンチダンピング関税政策は、短期的には、国内産業を保護する手段として機能しうることが明らかになった。

これらの理論・実証分析の結果は、“The trade effects of Japan’s antidumping policy”という論文にまとめている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Koichi Kagitani and Yasunobu Tomoda	4. 巻 19
2. 論文標題 Foreign macroeconomic conditions and antidumping actions: evidence from the USA	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 International Economics and Economic Policy	6. 最初と最後の頁 863 883
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1007/s10368-022-00545-6	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	友田 康信 (Tomoda Yasunobu) (30437280)	大阪経済大学・経済学部・教授 (34404)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	播磨谷 浩三 (Harimaya Kozo) (90347732)	立命館大学・経済学部・教授 (34315)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関